

発議案第7号

令和6年12月17日

四街道市議会議長 関根 登志夫 様

提出者 四街道市議会

議会運営委員会委員長 石山 健作



四街道市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由

本案は、人事院及び千葉県人事委員会の給与改定に関する勧告に鑑み、議員の手当の支給割合の改定を行うため提案するものであります。